○法務省告示第二百二十四号

岡山県新見市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年六月二日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、新見市役所又は岡山地方法務局高梁支局に照会すること。

平成二十三年五月二日

法務大臣　江田　五月

岡山県阿哲郡上市町大字西方百九番地ノ一

前田　**鶴子**

○財務省告示第百五十号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十三年五月一日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二日

財務大臣　野田　佳彦

「ビー・エヌ・ピー・パリバ証券会社東京支店」を「ＢＮＰパリバ証券株式会社」に改める。

○文部科学省告示第八十一号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十三年度幼稚園教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年五月二日

文部科学大臣　髙木　義明

一　取得できる普通免許状の種類　幼稚園教諭二種免許状

二　平成二十三年度幼稚園教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の実施機関　国立大学法人北海道教育大学、国立大学法人宮城教育大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人愛知教育大学、国立大学法人大阪教育大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人香川大学及び国立大学法人福岡教育大学

三　認定試験の受験資格　次のいずれかに該当する者で、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、市町村長が指定したへき地保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条第二項に規定する認定こども園において、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士の業務に三年以上従事したもの（一月当たり百二十時間以上従事したものに限る。）

イ　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者

ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成二十三年四月一日における年齢が満二十歳以上のもの

四　認定試験の施行期日及び場所

イ　第一次試験

(1)　期日　平成二十三年九月四日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所

ロ　第二次試験

(1)　期日　平成二十三年十月十六日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関（ただし、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人金沢大学及び国立大学法人香川大学を除く。）の定める場所

五　出願手続

イ　出願書類　認定試験を受験しようとする場合は、受験願書（受験手数料として一万三千四百円の収入印紙（日本政府発行）をはること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他認定試験の実施機関が定める必要な書類を添えて提出すること。

ロ　願書の請求及び提出先　受験を希望する認定試験の実施機関の担当部署

ハ　願書の受付期間　平成二十三年六月三日（金）から平成二十三年六月十七日（金）まで（郵送によるものとし、平成二十三年六月十七日消印のものまで受け付ける。）

六　その他　受験手続等に関する照会は、次に掲げる認定試験の実施機関の担当部署に行うこと。

イ　国立大学法人北海道教育大学学務部教務課（北海道札幌市北区あいの里五条三丁目一番三号　郵便番号〇〇二―八五〇一）

ロ　国立大学法人宮城教育大学教務課教育実習係（宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉一四九　郵便番号九八〇―〇八四五）

ハ　国立大学法人埼玉大学学務部教育学部支援室（埼玉県さいたま市桜区下大久保二五五　郵便番号三三八―八五七〇）

ニ　国立大学法人東京学芸大学学務部教育企画課資格認定試験係（東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号　郵便番号一八四―八五〇一）

ホ　国立大学法人金沢大学学生部学務課総務係（石川県金沢市角間町　郵便番号九二〇―一一九二）

ヘ　国立大学法人愛知教育大学教育研究支援部教務課総務係（愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢一　郵便番号四四八―八五四二）

ト　国立大学法人大阪教育大学学務部教務課（大阪府柏原市旭ヶ丘四丁目六九八番一号　郵便番号五八二―八五八二）

チ　国立大学法人岡山大学教育学系事務部庶務グループ（岡山県岡山市北区津島中三丁目一番一号　郵便番号七〇〇―八五三〇）

リ　国立大学法人香川大学教育学部学務係（香川県高松市幸町一番一号　郵便番号七六〇―八五二二）

ヌ　国立大学法人福岡教育大学教育支援課（福岡県宗像市赤間文教町一番一号　郵便番号八一一―四一九二）

○文部科学省告示第八十二号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十三年度小学校教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年五月二日

文部科学大臣　髙木　義明

一　取得できる普通免許状の種類　小学校教諭二種免許状

二　平成二十三年度小学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の実施機関　国立大学法人宮城教育大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人横浜国立大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人岡山大学及び国立大学法人熊本大学

三　認定試験の受験資格　次のいずれかに該当する者

イ　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者

ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成二十三年四月一日における年齢が満二十歳以上のもの

四　認定試験の施行期日及び場所

イ　第一次試験

(1)　期日　平成二十三年九月三日（土）及び平成二十三年九月四日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所

ロ　第二次試験

(1)　期日　平成二十三年十月十五日（土）及び平成二十三年十月十六日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所

ハ　指導の実践に関する事項に係る試験

(1)　期日　平成二十三年十一月中旬から下旬までの間において認定試験の実施機関の定める日

(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所